

鳥取県医療費適正化計画策定評価委員会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県医療費適正化計画策定評価委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものである。

(調査審議する事項)

第2条 委員会は、鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）別表第1で定める事項を調査審議するものとし、その内容は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第9条第1項による都道府県医療費適正化計画（以下「適正化計画」という。）の策定（変更を含む。）、法第11条第1項による進捗状況、同条第2項による適正化計画の進捗状況に関する調査分析及び法第12条第1項による適正化計画の実績に関する評価
- (2) 法第9条第9項による適正化計画の実施に係る保険者等への協力要請
- (3) 法第13条による診療報酬に係る厚生労働大臣への意見及び法第14条第2項の厚生労働大臣の協議

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次の各号により知事が任命する。ただし、第1号の医療を受ける者のうち1名は公募により委員を任命することとする。

- (1) 医療を受ける者 4名
- (2) 医療の担い手（医療提供者） 4名
- (3) 学識経験者 3名
- (4) 保険者 4名

2 知事は、必要と認めた場合には、前項によらず委員を任命できるものとする。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長及び委員長代理を置き、委員長の選任は互選とする。

2 委員長代理は、委員長があらかじめ指名する。

3 委員長に事故があるときは、委員長代理がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の議長は、委員長とする。

2 委員会は、委員会の庶務を行う所属の長が招集する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、鳥取県福祉保健部健康医療局医療指導課内において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、鳥取県福祉保健部長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成28年10月14日から施行する。